

○公立大学法人福岡県立大学情報保全規則

(セキュリティポリシー)

法人規則第 88 号

平成 20 年 11 月 1 日

(目的)

第 1 条 通信ネットワークの急速な発達に伴う情報化時代において、個人情報をはじめとする各種情報セキュリティ対策については、厳格な対応を求められるとともに、その漏えいに関しては、社会的責任を強く求められている。このような状況の下、この規則は、公立大学法人福岡県立大学（以下「法人」という。）における情報セキュリティ方針を定め、もって、その適切な運用を図るものとする。

(規則の対象者)

第 2 条 この規則は、次に掲げる者（以下「対象者」という。）に適用するものとする。

- (1) 法人職員（非常勤職員及び人材派遣会社からの派遣職員等を含む。）
- (2) 法人業務を受託した者
- (3) その他理事長が必要と認めた者

(対象とする情報及びメディア)

第 3 条 この規則の対象となる情報（以下「対象情報」という。）は、社会通念上、情報が漏えいすることによりその責が及ぶ情報とし、おおむね次の各号に掲げるものとする。

- (1) 住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス又は成績等の学生（卒業生及び本学受験生を含む。以下同じ。）及び教職員の個人情報
- (2) 試験問題、答案用紙又は入札情報等の漏えいすることにより公平性を著しく欠くおそれのある情報
- (3) 第三者から入手した個人情報又は共同研究における共用情報等の漏えいすることにより第三者に対して損害を与えるおそれのある情報

2 この規則の対象となるメディア（パーソナルコンピュータ及びこれに類するもの（以下「パソコン」という。）を含む。）は、前項の情報を保管するすべてのメディアとする。

(規則の遵守)

第 4 条 対象者は、この規則を遵守しなければならない。

2 前項に反した者は、公立大学法人福岡県立大学職員就業規則（平成 18 年法人規則第 10 号）及び公立大学法人福岡県立大学非常勤職員就業規則（平成 18 年法人規則第 30 号）及びその他関係規定並びに契約等により法人が受けた損害に対して賠償責任を負い、かつ、処分を受けるものとする。

(禁止事項)

第 5 条 対象者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 対象情報を保存したメディアの学外持ち出し
- (2) 対象情報の私費購入メディアへの保存

- (3) 電子メールを用いた対象情報の学外組織への伝達
- (4) 対象情報を学内でファイル共有
- (5) 対象情報をオンラインストレージに置くこと
- (6) 対象情報の悪意ある利用
- (7) 学内サーバー室への入室（生命に危機の及ぶ可能性がある等の緊急時を除く。）
- (8) その他理事長が必要と認める行為

2 前項は、第6号を除き、次の各号に掲げる場合においては、これを免じるものとする。

- (1) 別途理事長が指定した者の許可を得た場合
- (2) 成績等を除く学生の個人情報について本人の同意を得た場合
- (3) その他理事長が必要と認めた場合

（注意事項）

第6条 対象者は、次の各号に掲げる行為に努めなければならない。

- (1) 悪意ある可能性のあるウェブサイトへのアクセス回避
- (2) 長時間の離席時におけるパソコンのシャットダウン
- (3) 対象情報を保存したメディアの盗難及び紛失防止
- (4) その他理事長が必要と認める行為

（学内利用パソコンの管理）

第7条 対象者は、法人内でパソコンを利用する場合には、インターネットへの接続の有無にかかわらず、次の各号に掲げることを行わなければならない。

- (1) ウイルス対策ソフトウェアのインストール及びウイルス定義ファイルの定期的更新
- (2) オペレーションシステム及びアプリケーションソフトの修正プログラムの適用
- (3) ログオン時におけるパスワードの設定
- (4) その他、理事長が必要と認める行為

2 前項は、法人内で利用する法人費購入以外のパソコンにおいてもこれを適用する。

3 理事長は、故障等の理由により対象者がいたずらに私費購入パソコンを法人内に持ち込まないために、対象者へ一時貸与できるパソコンを整備しなければならない。

（対象メディアの廃棄）

第8条 対象メディアを廃棄する場合は、破砕等の方法により完全に再利用できない状態にする場合を除き、データ消去ソフトウェアにより、対象情報を完全に抹消しなければならない。

（外部侵入者からの防衛）

第9条 理事長は、外部侵入者からの情報防衛のため、次の各号に掲げることを行うものとする。

- (1) 来学者に対する、警備員室での名簿記帳及び入室許可証の貸与
- (2) 入室許可を得た場合を除く外交販売員等の事務室カウンター内及び研究室への立入制限
- (3) 事務室及び研究室の施錠の徹底

（情報保全体制）

第10条 理事長は、情報保全のため、法人内に情報セキュリティ委員会を置く。

- 2 情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報セキュリティ技術管理者及びその他理事長が必要と認める者で構成し、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 情報セキュリティ規則の検討に関すること。
 - (2) 理事長に対する情報セキュリティの提言に関すること。
 - (3) その他、情報セキュリティの実施推進に関すること。
- 3 情報セキュリティ責任者は、副理事長の職にある者を充て、法人の情報セキュリティに関するすべての責任及び権限を有するものとする。
- 4 情報セキュリティ管理者は、経営管理部長の職にある者及び情報処理センター長を充て、情報セキュリティの実施推進及び緊急時における情報セキュリティ対策に関することを行うものとする。
- 5 情報セキュリティ技術管理者は、理事長が指名する者複数人を充てるものとし、情報セキュリティの実施推進及び緊急時における情報セキュリティ対策に関する技術的な業務、助言及び提言を行うものとする。
- 6 情報セキュリティ委員会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
(情報漏えい時における報告義務)

第11条 対象者は、情報の漏えいを知ったとき又はそのおそれが生じたときは、直ちに、情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。

- 2 情報セキュリティ管理者は、直ちに、情報セキュリティ技術管理者と連携の上、応急措置を講じた後、速やかに情報セキュリティ責任者にその旨を報告して、その取扱いの指示を受けなければならない。
(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、情報セキュリティの取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年3月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年12月24日から施行する。